

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	益城町

益城町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 益城町産業振興課
所 在 地 熊本県上益城郡益城町宮園 7 0 2
電 話 番 号 0 9 6 - 2 8 6 - 3 2 7 7
F A X 番 号 0 9 6 - 2 8 6 - 4 5 2 3
メールアドレス nnousei@town.mashiki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、アナグマ、ハト、カラス類
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	益城町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	稲	0.08ha 82千円
	果樹	0.23ha 354千円
	野菜	0.05ha 389千円
	いも類	0.11ha 593千円
アナグマ	果樹	0.003ha 4千円
カラス類	野菜	0.07ha 141千円
ニホンジカ	稲	0.02ha 14千円
	果樹	0.01ha 10千円
	野菜	0.04ha 133千円
	いも類	0.10ha 592千円

(2) 被害の傾向

本町の東部から南部に位置する城山をはじめとする四峰山麓一帯にかけて有害鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）による被害が多発している。

イノシシ、ニホンジカの被害地域は主に果樹地帯の栗、柿等、年間を通じ食害、樹体被害が発生しており、スイカ、米等の作物にも被害が発生している。また、アナグマによる被害も発生している。

アナグマは、市街地や住宅地での目撃情報が多数寄せられ、住民から被害対策が求められている。このため、駆除隊等による更なる捕獲体制の強化が今後の課題となる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)	軽減率(%)
イノシシ被害額	1418千円	992千円	30.0
イノシシ被害面積	0.47ha	0.35ha	25.0
アナグマ被害額	4千円	2.8千円	30.0
アナグマ被害面積	0.003ha	0.0024ha	20.0
カラス類被害額	141千円	98.7千円	30.0
カラス類被害面積	0.07ha	0.049ha	30.0
ニホンジカ被害額	750千円	525千円	30.0
ニホンジカ被害面積	0.17ha	0.127ha	25.0
合計被害額	2313千円	1619千円	30.0
合計被害面積	0.72ha	0.54ha	25.0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	益城町有害鳥獣駆除隊(銃器2班・わな2班)を結成し、捕獲等に対して補助金を交付している。捕獲鳥獣は、捕獲者によって適正に解体・埋設・焼却されている。 また、有害鳥獣捕獲は、年間を通じて実施している。 実施箇所については、町が住民等からの被害報告に基づき駆除隊の隊長に連絡し被害箇所付近での捕獲活動を実施している。	現在駆除隊には、銃器班・わな班延べ25名が在籍しているが、高齢化が進んでいることから、担い手の育成が急務である。狩猟免許取得を促す広報等を積極的に行う必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止対策事業(町単独)を活用し、被害の著しい地区に侵入防止電気柵(自力施工)の設置を行っている。	防護柵の設置、管理に際しては、集落単位での協力体制の構築が必要である。

(5) 今後の取組方針

益城町鳥獣被害防止対策協議会を中心に被害防止対策の研究・普及啓発を積極的に推進するとともに、捕獲の担い手育成及び住民の理解を深め、総合的な被害防止のための施策を実施する。

また、国・県等の補助事業を活用し、関連情報を広く住民へ周知し、誘引物の除去等を徹底するなど地域が一体となった対策を講じることで、鳥獣被害の軽減を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会の会員の中から益城町有害鳥獣駆除隊（銃器2班・わな2班、延べ25名）を結成し、各班長に有害鳥獣捕獲を指示し、捕獲を実施している。

また、毎年9月と3月にイノシシ・ニホンジカの一斉捕獲を行っている。

アナグマによる被害についても電気柵の設置補助金などにより対策を推進している。

また、アライグマについては、現在まで特段の注意を要する目撃情報や被害報告は挙がっていないが、今後、発生した場合に備え、駆除隊等と連携を深め、捕獲体制の強化を万全にしておく必要がある。

さらに駆除隊では高齢化が進んでおり、人員確保が急務である。そのため狩猟免許取得費用の助成を拡充するとともに、広報、HP上で免許取得を促進する。また、近隣の大学等と連携し、狩猟免許取得を促し若手の担い手育成に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊会議（担い手確保について）・研修会 捕獲用わなの導入、狩猟免許取得の推進
9	イノシシ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊会議（担い手確保について）・研修会 捕獲用わなの導入、狩猟免許取得の推進
10	イノシシ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊会議（担い手確保について）・研修会 捕獲用わなの導入、狩猟免許取得の推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては、過去３年間（令和５年度は１７４頭、６年度は２１３頭、７年度は１９６頭）の捕獲実績等を考慮して毎年捕獲数を増やしていく。 また、ニホンジカについても、過去３年間（令和５年度は９３頭、６年度は１０３頭、７年度は１０２頭）の捕獲実績等を考慮して毎年捕獲数を増やしていく。 また、カラス類についても、過去３年間（令和５年度は１７羽、６年度は４３羽、７年度は５２羽）の捕獲実績等を考慮して毎年捕獲数を増やしていく。※令和７年度は推計値

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	８年度	９年度	１０年度
イノシシ (有害鳥獣捕獲分)	２００頭	２１０頭	２２０頭
ニホンジカ (有害鳥獣捕獲分)	１００頭	１１０頭	１２０頭
カラス類 (有害鳥獣捕獲分)	５０羽	６０羽	７０羽

捕獲等の取組内容
銃器・わなにより、捕獲を実施する。特に、益城町鳥獣被害防止対策協議会で購入したくくりわなを駆除隊（わな班）に貸与し、くくりわなによる捕獲を推進する。 猟友会を交えた有害鳥獣駆除隊の班長会議を行い、駆除隊の編成、時期、場所等の検討を随時行う。 また、効率的な捕獲を行うために各班合同での捕獲期間を定め、一斉捕獲を実施する。 さらに、近隣町村との合同捕獲についても振興局を含めて協議する。 なお、捕獲にあたっては、鳥獣保護管理事業計画に基づき適切な捕獲許可に努め、実施者に対しては錯誤捕獲や事故防止に万全の対策を講じさせる。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
益城町飯野地区、福田地区にて一年を通して捕獲する予定

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
益城町	ニホンジカ、アナグマ、アライグマ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵設置 18,000m (町単独事業)	電気柵設置 16,000m (町単独事業)	電気柵設置 16,000m (町単独事業)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	・電気柵等の設置状況の確認や管理指導を行う。 ・ロケット花火等による追い払い活動を検討する。	・電気柵等の設置状況の確認や管理指導を行う。 ・ロケット花火等による追い払い活動を検討する。	・電気柵等の設置状況の確認や管理指導を行う。 ・ロケット花火等による追い払い活動を検討する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8	イノシシ ニホンジカ	住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。 また、藪の刈り払い等によりイノシシ、ニホンジカの出没を抑制する緩衝帯の整備を検討する。 また、駆除隊の後継者不足を解消するため、狩猟免許取得者に対し、助成金を支給する。
9	イノシシ ニホンジカ	住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。 緩衝帯の整備の検討の結果実行に向けての取組み。 また、駆除隊の後継者不足を解消するため、狩猟免許取得者に対し、助成金を支給する。

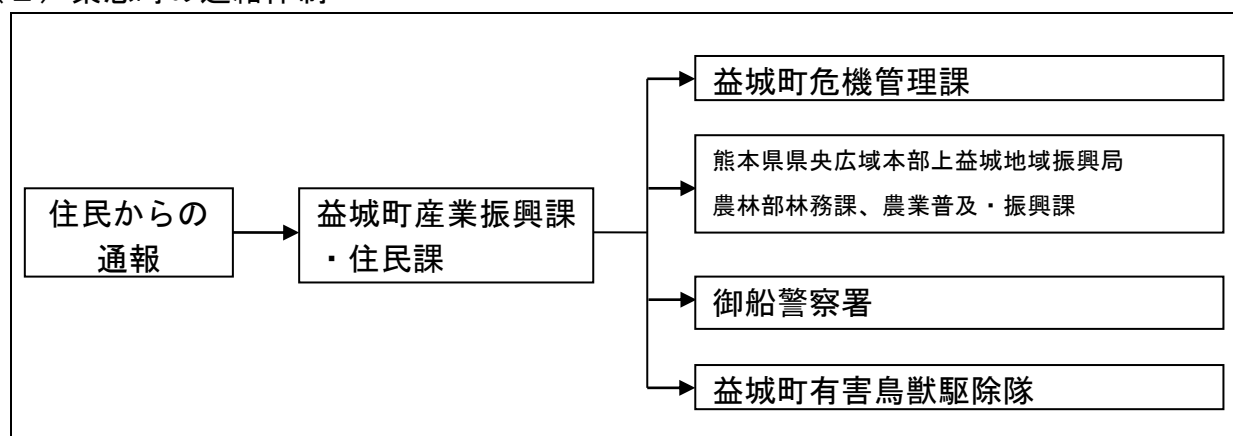
10	イノシシ ニホンジカ	住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。 電気柵の管理は、受益者に対し漏電を防ぐための草刈りをこまめに行うよう指導する。 また、藪の刈り払い等によりイノシシ、ニホンジカの出没を抑制する緩衝帯の整備を検討する。 また、駆除隊の後継者不足を解消するため、狩猟免許取得者に対し、助成金を支給する。
----	---------------	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
益城町産業振興課・住民課	関係機関への連絡、住民避難誘導
益城町危機管理課	情報収集、住民避難誘導
熊本県県央広域本部 上益城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	情報収集
御船警察署	住民避難誘導
益城町有害鳥獣駆除隊	追払い、(場合により)捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ及びニホンジカの処理は、捕獲者において解体して埋設処理を行う。アナグマ、カラス類は焼却または埋設する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ及びニホンジカの捕獲鳥獣の利活用については、上益城郡内の食肉加工処理施設のへの持ち込み等を含め有効利用を検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	益城町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
益城町有害鳥獣駆除隊	捕獲活動の実施
上益城農業協同組合 第2営農センター	被害調査、技術指導、営農指導
熊本県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の保護・管理
益城町農業委員会	情報提供
益城町産業振興課	捕獲隊の担い手育成、広報、普及啓発、被害防除教育、事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県央広域本部 上益城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	広域連携の推進、技術指導、被害防除教育
熊本森林管理署 南阿蘇森林事務所	国有林内の有害鳥獣関連の情報提供
熊本県農業共済組合 上益城支所	鳥獣被害調査、指導
熊本県猟友会益城支部	捕獲活動の推進・協力

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年4月1日に実施隊を設置、隊員は産業振興課職員5名とし、産業振興課長を隊長とする。活動としては、被害状況の把握や情報収集、野生鳥獣の出没時に迅速な対応を行う。また、民間隊員も検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、最善の実施体制を構築するため、益城町鳥獣被害防止対策協議会等において検討を重ねる。

また、駆除隊については、若い世代の担い手不足が懸念されるため、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用し、人員の確保に努めていく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の状況を的確に把握し、被害防止対策事業の効果検証を行いながら、さらなる被害防止施策を展開していく。